

## ユウカと学ぼう日商簿記2級



—ストーリー形式だから理解がすすむ—  
—弥生カレッジCMCのWEB講座テキスト—

本質は学びません！本質は学んだ先に  
ある！そして本質は実務の先にある！



このテキストは**下町ロケット**のあらすじをサイトなどで確認したうえで読むと理解が深まります



弥生カレッジCMC出版

著者 横山 隆志・松坂優花

## ～あらすじ～

パソコンの魅力に魅せられ、若くして起業した頑張り娘の守里リカ

顧問の税理士事務所の若手スタッフ松坂ユウカとの出会いが、彼女の人生を劇的に変えます。この出会いがこの物語のすべての始まりです。



リカ



税理士事務所勤務  
ユウカ



秋山税理士

松坂ユウカは、苦勞の末日商簿記1級を取得し税理士事務所に入りました。でも2年間も学んだ日商簿記1級の知識が仕事にはほとんど役に立たず悩んでいました。でも顧問先の社長や奥さん、従業員などとの触れ合いの中で、顧問先の役に立つには「簿記だけではダメ」「仕事に関係する様々な勉強をしないといけない」ということを学びました。現在は、税法1級の資格を取得し、財務分析の力をつけるためにビジネス会計検定2級にチャレンジ中です。将来は税理士になるべく、簿記論・財務諸表論も学習中です。

経営者として成長し続けるリカ！それを支える  
人々！

この本は、簿記の学習を簿記の学習で終わらせないた  
めに、あえて壮大なストーリーに臨みます。皆さんも、  
簿記の学習を実学に結び付けて下さい！

本書でのワンポイント解説動画が確認できます

<http://www.kaikei-soft.net/sakura/support.html>

## 目次

P.1	株式会社の設立・増資
P.11	財務諸表を正しく理解しよう
P.26	配当と積立金
P.36	銀行勘定調整表
P.51	商品売買
P.73	手形と電子記録債権・債務
P.84	有形固定資産 1
P.104	有形固定資産 2
P.126	リース会計
P.139	研究開発費と無形固定資産
P.149	有価証券 1
P.162	有価証券 2
P.180	引当金
P.195	サービス業の処理
P.203	外貨建て取引
P.214	税金
P.230	税効果会計
P.245	決算・帳簿のべ切
P.265	株主資本等変動計算書・製造業会計
P.282	本支店会計
P.307	合併

## 目次

P.1	株式会社の設立・増資
P.11	財務諸表を正しく理解しよう
P.26	配当と積立金
P.36	銀行勘定調整表
P.51	商品売買
P.73	手形と電子記録債権・債務
P.84	有形固定資産 1
P.104	有形固定資産 2
P.126	リース会計
P.139	研究開発費と無形固定資産
P.149	有価証券 1
P.162	有価証券 2
P.180	引当金
P.195	サービス業の処理
P.203	外貨建て取引
P.214	税金
P.230	税効果会計
P.245	決算・帳簿のべ切
P.265	株主資本等変動計算書・製造業会計
P.282	本支店会計
P.307	合併

## CHAPTER01 株式会社の設立・増資



### (1)株式会社の設立

守里リカは個人事業主としてパソコンの販売を行っていた。仕事は順調でスタッフも増えてきたので取引先のすすめで株式会社ドリームコンピュータを設立することにした。友人の秋山美奈子税理士に相談したところ、結構複雑な手続きであることがわかった。手続きは司法書士の坂瀬太郎に任せる事にした。

坂瀬「法人にするには、まず登記をしないとイケません。公証人役場で定款を認証してもらい、そのあと……」

リカ「先生・・・急にまくしたてられても、難しすぎてわかりません。とにかく資本金 1,000,000 円で会社をつくりたいんです」

坂瀬「すみませんでした。では手続きは私の方で実施しておきます。出資してくれる人に株式を渡さなければならぬので株券を印刷しておいて下さい」

リカ「わかりました」

<参考>

実際には個人事業主が会社を設立するときに出資してくれる人がいるケースは少ないので代表者自身が出資するケースが多いです。簿記の学習では出資者がいる前提の方が説明しやすいので、上記のような設定にしています。

そして数日後、無事会社の登記も済み、資本金として銀行に保管されていたお金を、株式会社（法人）の預金として振り替えました。

リカ「秋山先生、弥生会計に入力しないといけないんですよね」

秋山「そうですね弥生会計にはこの仕訳を入力しておいて下さい」

リカ「はい」

リカはいつも優しい秋山税理士が大好きだった。将来はこんな女性になりたいといつも憧れていた。



<仕訳>

普通預金 1,000,000 / 資本金 1,000,000

秋山「リカさん、会社法って知ってる？」

リカ「聞いたことはあります」

秋山「会社法では、出資額のうち半分までは資本金にしないこともできるのよ」

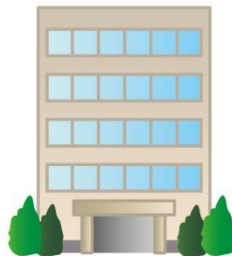
リカ「え？」

秋山「1,000,000 円のうち資本金を 500,000 円に押さえて、残りを資本準備金という科目で処理することができるの。その場合の仕訳はこんな感じね。」

<仕訳>

普通預金 1,000,000 / 資本金 500,000

資本準備金 500,000





<リカの素朴な疑問>

なんで資本金をわざわざ少なく設定するんだろう。

<秋山先生の回答>

簡単に言うと資本金の金額で税金が安くなったり、国から補助金を受けることができるからですね。例えば資本金 1 億円以下の中小企業者等（法人税法での呼び方）の場合は 300,000 円未満のパソコンなどを購入したときに経費で処理する（税法では損金と呼びます）ことができるから税金が安くなるの。

<参考：原則処理と容認処理>

簿記では容認処理という言葉がよく出てきます。イメージとしては例外処理と考えれば良いでしょう。出資額が 1,000,000 円のケースでは次のようになります。

・原則処理

普通預金 1,000,000 / 資本金 1,000,000

・容認処理

普通預金 1,000,000 / 資本金 500,000

資本準備金 500,000

普通預金 1,000,000 / 資本金 800,000

資本準備金 200,000

### 試験での問われ方

<株式会社の設立>

CMC株式会社の設立にあたり、発行可能株式総数10,000株のうち3,000株を1株当たり¥2,800の価額で発行し、その全額の引受けと払込金は当座貯金とした。なお、払込金の7割の金額を資本金とする。また発起人は諸費用30,000円を支払っていたので、現金で精算した。

当座預金	8,400,000	資本金	5,8800,000
		資本準備金	2,520,000
創立費	30,000	現金	30,000

気をつけよう→試験では容認処理が出題されることが多いので、「会社法の最低額を資本金とした」という指示がないときにも容認処理で答える人が多いです。指示がないときは原則処理を行うこととなります。問題はしっかりと読んでください。



発行可能株式総数：定款に記載した数  
実際発行数：最低 1/4 である必要がある